

特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)



MetLife Alico
メットライフ アリコ

メットライフ アリコ 終身医療保険

一時払終身医療保険

「メットライフ アリコ終身医療保険」は、
一時払の終身医療保険です。

■ご契約前に必ずこの「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。
この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特に重要な事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■引受保険会社

MetLife Alico
メットライフ アリコ

メットライフアリコ生命保険株式会社

ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)

■募集代理店

野村証券株式会社

契約概要

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しているに記載しておりますのでご確認ください。

ます。支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」

「メットライフ アリコ終身医療保険」(一時払終身医療保険)は被保険者が疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合もしくは所定の手術を受けた場合または死亡した場合に所定の給付を行うことを主な目的とした一時払終身医療保険です。

1 引受保険会社の名称、住所など

- 名称:メットライフアリコ生命保険株式会社
- 住所:東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー ● ホームページ:www.metlifelico.co.jp
- 電話:0120-880-533(お客様相談部)

2 商品のしくみ

- 契約時に保険料を一括してお支払いいただきます。
- 告知書の提出でお申し込みいただけます。医師の診査は不要です。
- 入院・手術保障が一生継続します。病気・ケガによる入院と手術を保障します。
- 日帰り入院* から保障。
1入院のお支払限度(日型)は、60日型・120日型・730日型よりお選びいただけます。
通算では最高1,095日まで保障します。
- 万一の場合には、一時払保険料相当額の死亡保険金をお支払いします。

* 入院日と退院日が同一の入院を日帰り入院といい、入院基本料のお支払いの有無などにより判断されます。
外来で病院のベッドを使用して透析・点滴・手術を行った場合や単なる覚醒、休養などが目的の場合は「日帰り入院」とはみなされません。

しくみ図

【ご契約例】	
■ 保険期間：終身	■ 入院給付金日額：10,000円 (10口)
■ 契約年齢・性別：65歳・女性	■ 一時払保険料：7,083,800円
■ 入院給付金の日型：60日型	

死亡 入院 手術	死亡保険金	7,083,800円	一生 涯 保 障
	疾病入院給付金	1日につき 10,000円	
	災害入院給付金	1日につき 10,000円	
	手術給付金	1回につき 10万円	

▲契約日(65歳)

※契約口数を減少された場合、減少された口数に応じて入院給付金額・手術給付金額・死亡保険金額および解約返戻金額が少なくなります。
例) 契約口数を減少された場合の死亡保険金額＝一時払保険料相当額×[被保険者が死亡した日の契約口数/保険契約締結時の契約口数]

※一時払保険料などの個別の具体的な数値などについては、お申し込みいただく際に申込書にてご確認ください。

3 ご契約について

保険期間	終身
保険料払込方法/経路	一時払/野村證券経由またはメットライフ アリコ指定金融機関口座への送金
被保険者の契約年齢範囲	満6歳～満80歳(契約日における満年齢)
お申込みいただける入院給付金日額(口数)	3,000円(3口)から(1口あたりの入院給付金日額:1,000円)1口単位でお申し込みいただけます。 ※最低一時払保険料は150万円となります。
契約口数の減少について	保険期間の途中で契約口数を減少させることができます。(最低口数3口・最低一時払保険料150万円以上)
保障(責任)の開始	メットライフ アリコが一時払保険料を領収したとき、または告知のいずれか遅いとき(責任開始時)から保障を開始します。
契約日	責任開始時の属する日(責任開始の日)と同日とします。
保険契約者貸付	解約返戻金の7割の範囲内で貸付を受けることができます。

*この保険に契約口数の増加(増口)のお取扱いはありません。

〈ご契約のお引受けについて〉

●当保険は被保険者の契約年齢範囲が満15歳～満80歳において入院給付金日額25,000円まで、満6歳～満14歳においては入院給付金日額10,000円までお申し込みいただけます。また、被保険者の年齢、職業・職務内容、収入によっては、入院給付金日額30,000円までお引受けできる場合があります。

【お申し込みいただける入院給付金日額限度額例】

職業など	契約年齢(歳)	6～14歳	15～70歳	71～80歳
①会社役員・団体役員			30,000円*	
②医師・歯科医師・獣医 弁護士・公認会計士・税理士				
③会社員・団体職員 自営業 公務員		—	25,000円	
④年金受給者 資産生活者				
⑤主婦 学生・生徒・児童		10,000円		

* 年収912.5万円未満の方については、お申し込みいただける入院給付金日額が30,000円を下回ります。

【契約年齢にかかわらずご契約をお引受けできない例】

- 被保険者が上記の①～⑤のいずれにも該当しない無職の場合
- 被保険者が航空機関係従事者(テストパイロットなど)、職業スポーツ家(競輪・競艇・競馬関係者など)、建設作業(潜水夫・発破作業員など) などの場合
- 被保険者が健康状態に関する告知事項に該当される場合
- 現在入院中の方を被保険者とするご契約の場合
- 債権者を死亡保険金受取人、債務者を被保険者とするご契約の場合

※被保険者の健康状態、職業・職務内容、収入や他の保険契約との通算金額などによっては、ご契約をお引受けできないこと、また、お引受けできる入院給付金日額がお申込み金額を下回ることがあります。

※上記の例に記載の無い場合など、ご不明な点については募集代理店の担当者(生命保険募集人)にお問合せください。

4 保障内容について

以下の給付金・保険金の保障があります。

給付金・保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額	受取人
疾病入院給付金	責任開始時以後に発病した疾病の治療を目的として入院したとき。	(1口あたり) 入院給付金日額1,000円×入院日数	被保険者
災害入院給付金	責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として入院されたとき。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること。	(1口あたり) 入院給付金日額1,000円×入院日数	
手術給付金	責任開始時以後に生じた疾病または傷害の治療を目的として所定の手術を受けたとき。	(1口あたり) 入院給付金日額1,000円×10	
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき。	一時払保険料相当額	死亡保険金受取人

※契約口数を減少された場合、減少された口数に応じて入院給付金額・手術給付金額・死亡保険金額および解約返戻金額が少なくなります。
例) 契約口数を減少された場合の死亡保険金額＝一時払保険料相当額×[被保険者が死亡した日の契約口数/保険契約締結時の契約口数]

※この保険に高度障害保険金はありません。

〈お支払いに関する制限事項など〉

- 疾病入院給付金と災害入院給付金は、重複してお支払いしません。
- 支払事由に該当しない場合(責任開始前時の疾病を原因とする入院など)や免責事由に該当する場合(薬物依存による疾病入院・手術など)などには、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。詳しくは、「ご契約のしおり」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。
- 手術給付金は、同時に2種類以上の手術を受けられた場合は、1回の手術とみなして重複してお支払いしません。
- 視力矯正を目的とした手術(レーシックなど)、単なる縫合(傷口を縫う)処置、皮膚の良性しゅようの摘出術、手足の指の骨折手術などお支払対象にならない手術があります。また、一部の手術(ファイバースコープ手術など)は、60日間に1回の給付限度があります。詳しくは、「約款」別表をご覧ください。

契約概要

注意喚起情報

契約概要

5 入院給付金の支払限度（日型）

日型は60日型・120日型・730日型の3種類あります。型によって1入院あたりの支払限度が以下のとおり異なります。また、疾病入院給付金、災害入院給付金それぞれについて通算支払限度があります。疾病入院給付金、災害入院給付金の両方とも通算支払限度に達した場合でも契約は消滅せず、手術給付金・死亡保険金の保障は継続します。

●入院給付金の支払限度（疾病入院給付金、災害入院給付金のそれぞれに対して）

	1入院*の支払限度	通算支払限度
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日
730日型	730日	1,095日

*2回以上の入院をされた場合でも、以下に該当する場合は1回の入院(1入院)とみなします。
支払事由に該当する入院を2回以上され、その原因が同一かまたは医学上重要な関係があるとメットライフ アリコが認めたときで、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の日」)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は、1回の入院(1入院)とみなします。この場合、「医学上重要な関係」とは病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。
例)「高血圧症とそれに起因する心臓疾患、脳血管疾患」など

6 保険金・給付金をお支払いできない場合について

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合などには、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

支払事由に該当しない場合の例	免責事由に該当する場合の例	重大事由による解除の場合の例
<ul style="list-style-type: none">●責任開始時前の疾病や不慮の事故により入院・手術された場合。 (ただし、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術は、責任開始時以後の原因によるものとみなして、保険金・給付金をお支払いすることがあります*。)●視力矯正を目的とした手術(レーシックなど)、単なる縫合(傷口を縫う)処置、皮膚の良性しゅようの摘出術、手足の指の骨折手術などお支払対象にならない手術の場合。お支払対象となる手術については「約款」別表をご覧ください。	<ul style="list-style-type: none">●責任開始時からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合。●契約者または被保険者の故意または重大な過失の場合。●薬物依存による疾病入院・手術の場合。	<ul style="list-style-type: none">●保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こした場合。●契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められた場合。
	詐欺による取消しに該当する場合の例 <ul style="list-style-type: none">●保険契約の締結・復活などに際して、契約者、被保険者または受取人に詐欺行為があった場合。	不法取得目的による無効の場合の例 <ul style="list-style-type: none">●契約者が保険金・給付金などを不法に取得する目的か、または他人に保険金・給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約を締結・復活などをした場合。

* <告知していただいた内容と事実が違った場合>

告知していただいた内容が事実と違った場合には、メットライフ アリコはご契約を解除することができます。また、ご契約が解除された場合、たとえ保険金・給付金などの支払事由が発生していても、保険金や給付金などをお支払いすることはできません。ただし、「支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によってはお支払いすることもあります。

※その他にも保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
詳しくは「ご契約のしおり」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

7 付加できる特約

年金支払特約	死亡保険金を原資(年金基金)として、年金を受け取ることができます。ご選択いただける年金種類などについては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
年金移行特約	解約返戻金を年金原資として年金を受け取ることができます。(ご契約から3年以上経過後の年単位の契約当日に付加できます)ご選択いただける年金種類などについては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
給付金代理請求特約	被保険者の同意を得て給付金代理請求特約を付加することにより、被保険者が給付金などを請求できない特別な事情がある場合に、被保険者に代わって配偶者などの代理請求人が給付金などを請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

8 配当金について

この保険に配当金はありません。

9 解約返戻金について

- 当保険は、解約返戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。
- 解約された場合、ご加入後の経過期間にかかわらず、一時払保険料の8割相当額の解約返戻金をお支払いします(解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ります)。
- 契約口数を減少された場合、減少後の口数に応じた一時払保険料の8割相当額を解約返戻金としてお支払いします。

注意喚起情報

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 お申込みの取消には期間の制限があります [お申込みの撤回など(クーリング・オフ)について]

お申込みの
とりけし

- 申込者または契約者(以下「申込者など」といいます)は、クーリング・オフ(お申込みの撤回など)制度を記載した書面(ご契約のしおり)を受領された日とお申込みをされた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、メットライフ アリコへの書面での郵送によるお申し出により、お申込みの撤回などをすることができます(募集代理店では受付できません)。



- 「ご契約のしおり・約款」を受領された日とお申込みのいずれか遅い日
この日の消印まで有効です
- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、その書面を郵便により下記のメットライフ アリコ ファイナンシャルサービスセンター宛に発信してください。
<送り先> 〒130-8561 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト7F メットライフ アリコ ファイナンシャルサービスセンター 行 以上の手続きをとられたとき、申込者などに保険料の全額をお返します。
 - ただし、次の場合にはお申込みの撤回などをすることができません。
 - ・債務履行の担保のための保険契約である場合
 - ・契約者が法人である保険契約の場合

2 お申込時にご報告いただく事項について [告知]

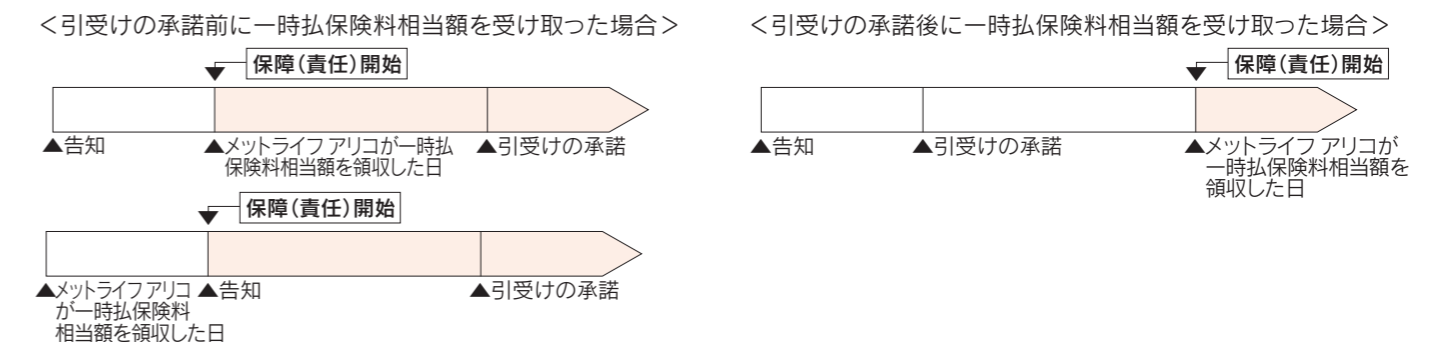
おしらせ
ください

- 告知はご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、契約者や被保険者には健康状態などについて正しい告知をしていただく義務(告知義務)があります。
- 告知は、書面(告知書)で行っていただきます。ご自身で正確にご記入ください。告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約のお申込みの際、ご契約の成立後、または保険金・給付金のご請求時にメットライフ アリコの担当者またはメットライフ アリコの委託を受けたものがお申込内容や告知内容について確認させていただくことがあります。
- 過去に病気やケガをされたことがある方なども、保険料の割増や保障の一部を制限するなどの条件を付けてお引受けできる保険商品があります。また、メットライフ アリコでは保険料は割増されていますが通常の保険よりも引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っております。
- 告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始時からその日を含めて2年以内であれば、メットライフ アリコは告知義務違反としてご契約を解除し、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。たとえご請求が責任開始時からその日を含めて2年経過後であっても、2年以内に保険金・給付金の支払事由が発生していれば、同様にご契約を解除することがあります。この場合、お支払いする解約返戻金などがあれば契約者にお支払いします。
- 現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として保険金・給付金をお支払いできないことがあります。責任開始時からその日を含めて2年経過後であっても詐欺による取消しとなる場合があります。取消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。
- 現在ご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした「新たな保険契約」に対しても、一般の契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴などがある場合は、「新たな保険契約」のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記の通り、ご契約の解除・取消しとなることもありますのでご注意ください。

3 保障を開始する時期について [責任の開始]

いつから
?

- お申込みいただいたご契約をメットライフ アリコが承諾した場合には、一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いときから保険契約上の責任を負います(責任開始)。



- 生命保険募集人は、お客さまとメットライフ アリコの保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はメットライフ アリコが承諾したときに有効に成立します。なお、お申込み内容によっては、承諾するか否かの判断を行うにあたり、日数を要する場合があります。

注意喚起情報

4 保険金・給付金をお支払いできない場合



次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- 支払事由に該当しない場合(視力矯正を目的とした手術(レーシックなど)、単なる縫合(傷口を縫う)処置、皮膚の良性しゅようの摘出術、手足の指の骨折手術などお支払対象にならない手術など)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- ご契約が失効した後に支払事由に該当した場合
- 保険契約について詐欺行為があり、ご契約が取消しとなった場合
- 保険金・給付金などの不法取得目的を理由にご契約が無効になった場合
- 免責事由に該当した場合(責任開始時からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡 / 契約者または被保険者の故意または重大な過失 / 薬物依存による疾病入院・手術など)

上記に該当する場合でも、解約返戻金などをお支払いできる場合がありますのでお問合せください。

5 お支払いに関する手続きなどの留意事項



- お客さまからのご請求に応じて保険金・給付金のお支払いを行いますので、保険金・給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合などについても、すみやかにメットライフ アリコまでご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、請求手続き、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」やホームページなどに記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- メットライフ アリコからのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
(ご連絡先)
メットライフ アリコ ファイナンシャルサービスセンター 0120-056-076(月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)
- 保険金・給付金の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、同時に複数の保険金・給付金の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 給付金代理請求特約を付加されますと被保険者が受取人となる給付金について、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わって配偶者など所定の範囲内の親族(代理請求人)が給付金を請求できます。給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

6 ご契約の効力がなくなる場合 [失効・復活]



- 契約者が保険契約者貸付を受けられているときに、貸付金の元利合計額が解約返戻金額をこえた場合には、メットライフ アリコはその旨を契約者に通知します。通知を発した月の翌月末日までに所定の金額が払い込まれない場合には、その翌日から保険契約は効力を失います(失効)。
- ご契約が失効した場合でも、1年以内であればご契約の復活を請求することができます。ただし、請求に際しては書類提出が必要で、健康状態などによっては復活できない場合があります。ご契約の復活をメットライフ アリコが承諾した場合には、告知と所定の金額のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 復活時の告知についても、前記2項のお申込時の告知と同様の「告知義務」などの注意事項が適用されます。

7 保険契約を途中でやめた場合にお返りする金銭について [解約と解約返戻金について]



- 生命保険では、お払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は保険金・給付金のお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費(販売、保険証券作成、維持管理の経費)にあてられます。したがって、解約されますと、**解約返戻金は一時払保険料よりも少ない金額となります。**
- 当保険は、解約返戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。
- **解約された場合、ご加入後の経過期間にかかわらず、一時払保険料の8割相当額の解約返戻金をお支払いします。**
- 契約口数を減少された場合、減少された口数に応じた一時払保険料の8割相当額を解約返戻金としてお支払いします。

8 保険契約の保護について [生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合]



- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、給付金額が削減されることがあります。
- メットライフ アリコは生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額、給付金額が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構による保険契約者保護の措置において、生命保険会社の経営破綻時における過去5年の予定利率が常に金融庁長官および財務大臣が定める基準利率を超えている契約は、そうでない契約より生命保険契約者保護機構による補償率が低くなる場合があります。

9 現在ご契約中の保険の解約を検討されている場合 [新たな契約への乗換えに際して]



現在ご契約中のメットライフ アリコまたは他社の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約された場合、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- 新たにお申込みの保険契約についても告知が必要となります。告知内容によっては、被保険者の健康状態などにより新たなご契約をお引受けできなかったり、告知義務違反などによりご契約が解除・取消しとなり保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、現在のご契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始日から3年以内の被保険者の自殺など、死亡保険金などをお支払いできない場合があります。

10 この保険に関する照会・苦情などの相談窓口



- 金融機関でお取扱いする生命保険のご契約内容のご変更、保険金・給付金などのご請求など、各種お手続きやご契約内容に関するお問合せにつきましては、メットライフ アリコ ファイナンシャルサービスセンター(0120-056-076 月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)までご連絡ください。
※郵送での各種お手続きの場合、請求書の受付はメットライフ アリコの営業日(月～金、年末年始および祝日を除く)に行います。
なお、受付日は、請求書がメットライフ アリコに到着した日と異なる場合がありますので、メットライフ アリコ ファイナンシャルサービスセンターまでお問合せください。
メットライフ アリコの生命保険業務についての質問、相談、ならびに苦情につきましては、メットライフ アリコ お客様相談部(0120-880-533 月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)までご連絡ください。
- メットライフ アリコが契約している保険業法上の指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

11 税金の取扱いについて



下記内容は、2012年1月現在の税制にもつきメットライフ アリコがまとめたものです。最新の情報についてはご自身でご確認ください。税制・解釈の変更などにより、下記取扱いが適用されない場合があります。また、個別具体的な税務の取扱いについては、関与税理士または所轄の税務署にご相談ください。

※下記は契約者が個人の場合の取扱いとなります(契約者が法人の場合は取扱いが異なります)。

一時払保険料の払込時	お支払いいただいた一時払保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。 ※一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。			
各給付金の受取時 ・疾病入院給付金 ・災害入院給付金 ・手術給付金	非課税となります。			
死亡保険金の受取時	契約形態によって税金の種類が異なります。			
	契約者	被保険者(各給付金の受取人)	死亡保険金受取人	税金の種類
	本人	本人	配偶者または子	相続税
	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
	本人	配偶者	子	贈与税
解約返戻金の受取時	所得税(一時所得)+住民税			

12 個人情報に関する重要事項



1. 個人情報の利用目的について

メットライフ アリコは、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③メットライフ アリコの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

2. ご同意いただきたいこと

①機微 (センシティブ) 情報の取得・利用

生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の機微情報を取得・利用します。これらの機微情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人などおよび生命保険募集人 (メットライフ アリコの代理店を含みます) に提供することがあります。

* 機微情報の利用の限定について

保健医療などに関する情報 (機微 (センシティブ) 情報) については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号にもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

②再保険会社への情報提供

生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引受リスクの適切な分散のために、メットライフ アリコは再保険会社に保険契約の引受けを依頼することがあります (再保険会社はメットライフ アリコから引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引受け依頼することがあります)。再保険会社は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報を利用します。

また、保険金・給付金のご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人などの氏名、住所、戸籍書類など、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

3. 個人情報を提供する場合 [外部への提供]

メットライフ アリコは、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
 - ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部 (メットライフ アリコの代理店を含みます) へ委託する場合
 - ③ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
 - ④再保険の手続をする場合
 - ⑤ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
 - ⑥その他法令に根拠がある場合
- その他詳しいご説明はメットライフ アリコ ホームページ www.metlifealico.co.jp に記載しています。

13 契約情報の利用について [契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度]



メットライフ アリコは、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および隣接他業態とともに、保険契約のお引受け、保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しております。

14 生命保険募集人について



当保険の生命保険募集人はお客さまとメットライフ アリコの保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメットライフ アリコが承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、その身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。

[お問合せ先] メットライフ アリコ お客様相談部 TEL 0120-880-533 (月~金 9:00~17:00 年末年始および祝日を除く)

ご検討・お申込みに際しては、この「特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)」のほか「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

- ・野村証券株式会社 (募集代理店) では、複数の保険会社の生命保険商品を取扱っています。ご要望がございましたら、募集代理店の生命保険販売資格を持った社員にお問合せください。
- ・保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、この保険をお申込みいただけない場合があります。

■引受保険会社

MetLife Alico
メットライフ アリコ

メットライフアリコ生命保険株式会社
〒130-0012 東京都墨田区太平 4-1-3 オリナスタワー
www.metlifealico.co.jp TEL: 0800-1701573
募 1203-1006 MIN-J-0001-9520 [3] (12.04) TP
(2012年4月現在)

■募集代理店

野村証券株式会社

取扱者 (生命保険募集人)